



目 次

告 示	ページ
○都市計画の変更（5件）	（都市計画課） 1
公 告	
○森林病虫害等防除法による命令の内容 となる事項（伐倒及び薬剤による防 除）	（木材増産推 進課） 1
○森林病虫害等防除法による命令の内容 となる事項（薬剤による防除）	（ 〃 ） 2
○都市計画の変更の案の縦覧	（都市計画課） 2

告 示

高知県告示第134号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年3月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 都市計画の種類
高知広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
高知広域都市計画区域
- 縦覧場所
高知県土木部都市計画課、高知市役所、南国市役所、香美市役所及びいの町役場

高知県告示第135号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年3月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 都市計画の種類
東洋、室戸、安芸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
東洋都市計画区域、室戸都市計画区域及び安芸都市計画区域
- 縦覧場所
高知県土木部都市計画課、室戸市役所、安芸市役所及び東洋町役場

高知県告示第136号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年3月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 都市計画の種類
香南、本山、土佐、佐川、越知都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
香南都市計画区域、本山都市計画区域、土佐都市計画区域、佐川都市計画区域及び越知都市計画区域
- 縦覧場所
高知県土木部都市計画課、土佐市役所、香南市役所、本山町役場、土佐町役場、佐川町役場及び越知町役場

高知県告示第137号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年3月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 都市計画の種類
須崎、中土佐、窪川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
須崎都市計画区域、中土佐都市計画区域及び窪川都市計画区域
- 縦覧場所
高知県土木部都市計画課、須崎市役所、中土佐町役場及び四万十町役場

高知県告示第138号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年3月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 都市計画の種類
幡東、中村、宿毛、土佐清水都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
幡東都市計画区域、中村都市計画区域、宿毛都市計画区域及び土佐清水都市計画区域
- 縦覧場所
高知県土木部都市計画課、宿毛市役所、土佐清水市役所、四万十市役所及び黒潮町役場

公 告

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第1号に掲げる命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成30年3月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 区域及び期間
(1) 区域
高知市、安芸市、土佐清水市、安芸郡安田町及び芸西村並びに幡多郡大月町及び黒潮町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部木材増産推進課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）
(2) 期間
平成30年3月2日から平成31年3月20日まで
- 森林病虫害等の種類
松くい虫
- 行うべき措置の内容
松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤による防除又は当該樹木の伐倒及びはく皮並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- 命令をしようとする理由
1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の区域の松林において前年度に松くい虫の被害が発生しており、本年度の気象条

件及び松くい虫の被害の発生状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、当該林業事務所長は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、知事が当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事が(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額を知事がその者から徴収することがある。



森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第4号に掲げる命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成30年3月2日

高知県知事 尾崎 正直

1 区域及び期間

(1) 区域

土佐清水市並びに幡多郡大月町及び黒潮町の区域内に存する松林の区域のうち、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部木材増産推進課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成30年3月2日から同年7月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、1の(1)に掲げる区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、当該林業事務所長は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったことを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、知事が当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事が(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。



都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに県に意見書を提出することができる。

平成30年3月2日

高知県知事 尾崎 正直

1 都市計画の種類

高知広域都市計画道路（3・4・32号朝倉駅針木線及び3・3・2号下知伊野線）

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

高知市朝倉字横田、字樋ノ本、字土居ノ前、字上松、字坂本、字西ノ宮、字八幡、字中ノ川、字串田、字田中及び字土居屋敷ノ東の各一部

高知市曙町二丁目の一部

高知市朝倉本町二丁目の一部

高知市若草町の一部

高知市朝倉西町一丁目の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

高知県土木部都市計画課及び高知県高知土木事務所並びに高知市役所

4 縦覧期間

平成30年3月2日から同月16日まで